

対法務当局

人事課 作成

令和4年10月28日(金) 衆・法務委 鈴木 義弘 議員(国民)

想定3問 檢察官の勤勉手当を算出するに当たり、成績率の取扱いについて、法務当局に問う。

[一般の政府職員の例により支給]

- 檢察官の勤勉手当については、検察官俸給法第1条により、一般の政府職員の例により支給することとされており、(同法第3条に基づき、検察官の期末手当及び勤勉手当の支給に関する準則が定められ、)一般の政府職員に準じて、勤勉手当の成績率が適用されている。
- 具体的には、一般職給与法適用職員の例による検事及び副検事について
  - ・ 検事1号から8号及び副検事特号から2号までは、指定職職員の成績率が
  - ・ 検事9号から12号及び副検事3号から7号までは、特定管理職員の成績率が
  - ・ 検事13号以下及び副検事8号以下は、一般職員の成績率がそれぞれ適用されている。
- なお、検事総長、次長検事、高検検事長に対しては、特別職給与法適用職員の例により、勤勉手当は支給されない(注)。

(注) 検事総長、次長検事、高検検事長には、特別職給与法適用職員の例により、期末手当(年間3.25月分※令和4年法改正前)が支給される。

(参考 1)

○ 檢察官の俸給等に関する法律

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2、3 (略)

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

(参考 2)

○ 檢察官の期末手当及び勤勉手当の支給に関する準則

第1条 檢察官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、この準則に定めるところによるほか、一般の官吏の例による。  
(期末手当)

第2条 檢察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号。

以下「検察官俸給法」という。) 第1条の規定により、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条第1号から第42号までに掲げる者及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員の例によることとされる期末手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

(1) 指定職俸給表の適用を受ける職員として期末手当の支給割合を定められているものに相当する職員は、検察官俸給法別表に掲げる1号から8号までの俸給を受ける検事及び1号又は2号の俸給を受ける副検事並びに検察官俸給法第9条に定める俸給月額の俸給を受ける副検事とする。

(2) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である

もの（特定管理職員）として期末手当の支給割合を定められているものに相当する職員は、検察官俸給法別表に掲げる9号から12号までの俸給を受ける検事及び3号から7号までの俸給を受ける副検事とする。

(3)、(4) (略)

2 (略)

(勤勉手当)

第3条 前条の規定は、一般の官吏の例によることとされる勤勉手当の支給について準用する。

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線■ 携帯■】